

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日發行
(当たる翌日)
當日は、
が休きと

項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	番号	氏名	本籍地
幼稚園助教諭免許状	昭四二二幼助第二号	難波 恵美子	鳥取県

鳥取県告示第四百三十七号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号（児童福祉収容施設措置費の保護単価について）は、廃止する。

昭和四十二年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称 所 在 地 申出の受理の年月日

高野歯科医院 米子市東福原字荒神三七三 昭和四十二年六月一日

鳥取県告示第四百三十六号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一

鳥取県告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十二年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市白兔字白浜六九三の五七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
防火用貯水槽敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 (一) 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字寺屋敷五九七、鳥取市賀露町字切戸一七三七から一七三九まで、字港の一、一七二五の一、一七二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）一七二七、一七二九

(二) 保安林として指定された目的
風害の防備

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三、解除の理由**指定理由の消滅****鳥取県告示第四百四十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市浜坂字下河原二、七六六の一、七六六の二、七六六の四、白兔字白浜六八八の一、二、六八八の一、三、六八九、六九一

(二) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(一) 解除の理由
指定理由の消滅

二 (一) 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字陸上字寺屋敷五九七、鳥取市賀露町字切戸一七三七から一七三九まで、字港の一、一七二五の一、一七二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）一七二七、一七二九

(二) 保安林として指定された目的
風害の防備

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

三(一)解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字二本松西方二九五五の二五から二九五五の二七まで、二九五五の二九、二九五五の四一、字産水東方三一一九の二、伏野字長者石一七二八の一、一七二九の一、一七三一の一、一七三五の一、一七三七の一、一七三八の一、氣高郡氣高町大字八幡字宮ノ前三七七、大字八束水字新田西屋敷通下二三〇九、字村屋敷二三一三の一、二三一五の四

(二)保安林として指定された目的

潮害の防備

指定理由の消滅

解除の理由

四(一)解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字吉田屋敷上一五五三、一五五三の一から一五五三の三まで、福部村大字湯山字ニツ山二〇九一、二〇九二の一、二〇九三、二〇九四鳥取市伏野字スクモ塚一七二四の一

(二)保安林として指定された目的

魚つき

(三)解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百四十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭年四十二年六月二十七日

鳥取県知事 石一破

朗

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町大倉字谷奥平四三一、四三九、字後平四七〇

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一)立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十七日

鳥取県知事 石一破

朗

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町下蚊屋字下之段三八二の二

二 指定の目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期以上とのものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十四号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十二年六月二十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。その関係図面は、鳥取

県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年六月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

三議題 昭和四十二年度選挙常時啓発事業計画について

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

昭和四十二年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十二年六月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

一日時 昭和四十二年六月二十八日午前十一時

二場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁内

鳥取県選挙管理委員会委員室

選挙管理委員会告示

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市皆生四八	米子市上福原字北浜新田ノ四	幅員 四メートル
石原季三	一八六二ノ四	延長 八八・二メートル
	ノ五	
	ノ六	
	ノ七	
	ノ八	
	ノ九	
	ノ一〇	
	ノ一一	
	ノ一二	
	ノ一三	
	ノ一四	
	ノ一五	
	ノ一六	
	ノ一七	
	一八六三ノ一	

